行 政 制 度 調 整 表

専門部会	6	上下水道部会	分　　類	１４	農業集落排水料金体系
分 科 会	2	下水道分科会	調整項目	１７	受益者分担金延滞金・督促・滞納処分

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	下水道係	担当者名	

現　　況			調 整 方 針	備　　考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
延滞金	1　年 14.6 パーセント(督促状記載の納期限の翌日から１月までは年 7.3 パーセント) 2　計算の基礎となる納付金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。 3　延滞金の確定額が 2,000 円未満のときは、その全額を切り捨てる。	受益者分担金なし	現行のとおりとする。	
督促手数料	1　督促状の発行　　納付期限後 20 日以内 2　督促手数料　　督促状 1 通　　100 円			
滞　納　処　分	1　督促状、催告書の発行 2　水道料金と合わせて徴収（水道の供給停止）			
関係法令等	中条町督促手数料及び延滞金徴収条例			

財政への影響額　　単位：千円

	予算額	調整後見込額	影響額（増減）
中条町			
黒川村			
計			

備考　平成１５年度当初予算ベース